

京丹後市告示第 171 号

京丹後市わたしの提案・意見箱実施要綱を次のように定める。

平成 25 年 10 月 1 日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市わたしの提案・意見箱実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民から寄せられた自由な意見、提案を行政運営に積極的に反映させるとともに、市民及び市が、市民福祉の増進と地域社会の発展を目指して自治と協働によってまちづくりを進めるためにわたしの提案・意見箱を設置し、その運用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見等 市民等が京丹後市に対して行う提案、要望、その他投稿者の考えや主張等をいう。
- (2) 市民等 意見を提出する意思を有する個人又は団体をいう。

(意見等の提出)

第 3 条 市民等は、次に掲げる方法によりの意見等を提出することができる。

- (1) わたしの提案・意見箱用紙(様式第 1 号)又はわたしの提案・意見箱への投稿である旨を明示した任意の文書を、市民局、弥栄病院及び久美浜病院に設置するわたしの提案・意見箱へ投かんする方法
- (2) 市ホームページのインターネット版わたしの提案・意見箱から送信する方法
- (3) 第 1 号に規定する用紙又は文書を、郵便、ファクシミリ、Eメール又は持参により提出する方法

2 市から意見等に対する回答を希望する市民等は、回答を希望することを明示のうえ、氏名(団体にあつては団体名及び代表者名)、住所(団体にあつては主たる所在地)、電話番号、Eメールアドレス等の連絡先等を記入するものとする。

(回答)

第 4 条 市は、意見等に対する調査及び検討結果を、当該意見等の提出者に電話、メール、文書、訪問等の方法により回答するものとする。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する意見等は、回答しないことができる。

- (1) 連絡先等の記入のないもの又は連絡先等が虚偽のもの
- (2) 個人又は団体を誹謗中傷する表現を含むもの
- (3) 意見等の内容が事実に基づいたものでないもの
- (4) 個人のプライバシーに関するもの
- (5) 特定の個人又は団体の利益につながるもの
- (6) 物品、サービス等の売り込みに関するもの
- (7) 市が所管しない事項又は団体等に関するもの

2 回答は、秘書広報広聴課が収受してから2週間以内にするよう努めるものとする。

(公表)

第5条 市は、市民等が非公表を希望する場合を除き、意見等及びその回答を公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

- (1) 同じ趣旨の意見等であって、その回答が既に公表されているとき。
- (2) 意見等の内容が前条第1項各号に掲げるものであるとき。
- (3) 意見等の内容が第1条の目的に鑑み、公益性がないと認められるとき又は直接市政に関するものでないとき。
- (4) 意見等の内容が軽易な問い合わせ等に関するものであるとき。

2 公表は、本市ホームページで行うほか、広報紙に掲載するよう努めるものとする。

(事務処理)

第6条 わたしの提案・意見箱に係る事務については、秘書広報広聴課が所管する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、わたしの提案・意見箱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。